

深川市農業委員会総会議事録
(第 3 回)

令和2年6月26日

開 会 1 1 時 0 0 分

閉 会 1 1 時 2 1 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

| 議席 | 氏名 | 出席委員 | 欠席委員 |
|----|-------|------|------|
| 1 | 藤原政行 | ○ | |
| 2 | 山田正信 | ○ | |
| 3 | 渡辺博徳 | ○ | |
| 4 | 小倉孝一 | ○ | |
| 5 | 五十川弘之 | ○ | |
| 6 | 荒井政明 | ○ | |
| 7 | 鈴木陽志 | ○ | |
| 8 | 清水正勝 | ○ | |
| 9 | 野中和弘 | ○ | |
| 10 | 金谷道宏 | | ○ |
| 11 | 青木実 | ○ | |
| 12 | 山川功 | ○ | |
| 13 | 星野サチ子 | ○ | |
| 14 | 清水義博 | ○ | |
| 15 | 坂谷内智之 | ○ | |
| 16 | 安村一稔 | ○ | |
| 17 | 岡田徹 | ○ | |
| 18 | 伊藤裕美 | ○ | |
| 19 | 中川幸生 | ○ | |
| 20 | 赤澤晃光 | ○ | |
| 21 | 池田斉 | ○ | |
| 22 | 大川広志 | ○ | |
| 23 | 塩尻総徳 | ○ | |
| 24 | 安藤順三 | ○ | |
| 25 | 野上晃 | ○ | |
| 26 | 菊入等 | ○ | |
| 27 | 曾我部透 | ○ | |

第3回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 令和2年6月26日（金）11時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 藤原 政行委員 外25名 |
| 4 説明員 | 矢櫃局長・畑山主査・藤野主任・佐藤主任・河崎主任 |
| 5 書記 | 佐藤主任 |

| | |
|-------|---|
| 矢櫃局長 | 開会宣言（11時00分） それでは只今から、令和2年度第3回深川市農業委員会総会を開催します。金谷委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。 |
| 菊入会長 | お忙しい中、お集まり頂きありがとうございます。水稻の作況指数についてですが当初は順調な状況でしたが、このところの日照不足や低温傾向により、マイナスに転じそうな状況にあるので、これからの天候回復を祈るばかりです。さて、私達農業委員についても、もうすぐ3年間の任期が経過するという事で、本日が前回改選から数えて36回目の総会ということになります。本日もよろしくお祈りします。 それでは総会に入ります。 |
| 菊入会長 | 日程第1、議事録署名委員を指名します。19番 中川幸生委員、20番 赤澤晃光委員を指名します。 |
| 菊入会長 | 日程第2、諸般報告の（1）農業行政報告はありませんので、（2）農業委員会業務報告を局長から報告します。 |
| 矢櫃局長 | それでは私から、5月29日の第2回総会以降、本日の総会前までの主な業務について、ご配布の業務報告書をもって報告とさせていただきます。報告は以上でございます。 |
| 菊入会長 | 次に、日程第3、委員会報告に入ります。 （1）農地特別委員会開催結果報告を池田委員長から報告願います。 |
| 池田委員長 | （資料に基づき説明） |
| 菊入会長 | 報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。 （「なし」という声あり） |
| 菊入会長 | それでは質疑等なし、ということで報告のとおり承認します。 |
| 菊入会長 | 次に、日程第4、報告に入ります。はじめに、報告第1号 調整委員の指名について、事務局から説明願います。 |
| 佐藤主任 | 農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は10件で、番号1番から4番が賃貸に係るあっせん申し出、番号5番から10番が売買に係るあっせん申出です。申出年月日と指名年月日は、全て令和2年6月1日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。 |

| | |
|------|--|
| 菊入会長 | 説明が終わりましたが、質疑はございませんか。 （「なし」という声あり） |
| 菊入会長 | それでは質疑なし、ということで報告のとおり承認します。 |
| 菊入会長 | 次に、報告第2号 新農業者年金特例付加年金裁定請求について、事務局から説明願います。 |
| 河崎主任 | 農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき、記載の方から特例付加年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は1件で、受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、農業廃止年月日等につきましては記載のとおりです。説明は以上です。 |
| 菊入会長 | 説明が終わりましたが、質疑はございませんか。 （「なし」という声あり） |
| 菊入会長 | それでは質疑なし、ということで報告のとおり承認します。 |
| 菊入会長 | 次に、報告第3号 現況証明書の交付について、事務局から説明願います。 |
| 河崎主任 | 記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、交付をしましたので報告いたします。今月は5件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、農業委員会内規2―（1）―ケ 土地改良区より用悪水路としての願書の提出があった場合に基づき、用悪水路として交付しております。番号2番及び3番は、農業委員会内規2―（1）―イ 軽微な面積（概ね1,000㎡）で、客観的にみて、その現況が願出人の証明願い地目と一致する（原野、雑種地への現況証明は除く。）場合に基づき、会長専決によりそれぞれ用悪水路として交付し、農業委員会内規2―（1）―ク の公簿地目が非農用地の土地について、農用地としての願書の提出があった場合、及び農用地の土地について、地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合に基づき、会長専決によりそれぞれ畑、田として交付しております。番号4番及び5番は、農業委員会内規2―（1）―カ の農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合に基づき、番号4番は平成19年度の調査において、番号5番は平成27年度及び令和元年度の調査において、非農用地と確認した土地で、会長専決により番号4番は原野、番号5番は雑種地及び原野として交付しております。 |
| 菊入会長 | 説明が終わりましたが、質疑はございませんか。 （「なし」という声あり） |
| 菊入会長 | それでは質疑なし、ということで報告のとおり承認します。 |
| 菊入会長 | 次に、日程第5、議案に入ります。 初めに、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局から説明願います。 |
| 佐藤主任 | 記載の方々から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は2件で、番号1番は借主が経営移譲するための解約、番号2番は貸主が売買するための解約です。合意解約日と土 |

| | |
|------|---|
| | <p>地の引き渡し時期については全て令和2年6月1日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>説明が終わりましたが、質疑はございませんか。 （「なし」という声あり）</p> |
| 菊入会長 | <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「なし」という声あり）</p> |
| 菊入会長 | <p>それでは異議なし、ということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p> |
| 菊入会長 | <p>次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p> |
| 河崎主任 | <p>記載の方々より農地法第3条の規定による農地の権利移転に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は1件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲受人及び借受人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、譲渡人が耕作不能のため、経営拡大を図る譲受人に農地を売買するものです。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>説明が終わりました。質疑を受けます。 （「なし」という声あり）</p> |
| 菊入会長 | <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「なし」という声あり）</p> |
| 菊入会長 | <p>それでは異議なし、ということで議案第2号は原案のとおり決定します。</p> |
| 菊入会長 | <p>次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p> |
| 佐藤主任 | <p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、ご審議をお願いいたします。今月は44件で、番号1番から4番までが賃貸借の案件、5番から44番までが売買の案件です。番号1番は、合意解約により返還された農地を経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号2番、3番は、出し手が労働力不足による経営移譲のため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも5年間です。番号4番は、出し手が老齢により経営縮小するため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は3年間です。5番以降は売買の案件です。番号5番は、貸付地をそのまま受け手に処分するもので、資金対応はL資金です。番号6番は、返還された農地を経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。番号7番は、出し手が経営合理化のため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号8番、9番、10番は残地処分のため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号11番は、貸付地とあわせて残地も処分するもので、資金対応は自己資金です。番号12番から44番は、すべて農地売買等支援事業の売渡で、受け手は借入地取得により経営安定を図るものです。この内32番、37番、42番、43番が早期売渡で、それ以外は通常の売渡です。資金対応は、25番、31番、44番が自己資金、その他は全てL資金です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております。</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>り、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。説明は以上です。</p> |
| <p>菊入会長</p> | <p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号2番で岡田職務代理人、番号3番で荒井委員、番号10番及び40番で小倉委員、番号11番及び42番で渡辺委員の議事参与をそれぞれ制限します。それでは質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p> |
| <p>菊入会長</p> | <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p> |
| <p>菊入会長</p> | <p>それでは異議なし、ということで、議案第3号は原案のとおり決定します。</p> |
| <p>菊入会長</p> | <p>次に、議案第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、を議題とします。事務局から説明願います。</p> |
| <p>畑山主査</p> | <p>記載の法人より、農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたので審議お願いします。農地所有適格法人の報告につきましては、農地法第6条第1項において、農地所有適格法人は農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならないこととされており、さらに農地法施行規則第58条第1項では、毎年事業年度の終了3ヵ月以内に農地又は採草放牧地の所在地を所管する農業委員会に提出しなければならないとし、農地法施行規則第58条第2項では、提出添付書類が定められております。また、農地所有適格法人の確認すべき要件につきましては、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件があり、農地法により定められたこの5要件を満たすことが農地所有適格法人の絶対条件とされております。農業委員会では提出された報告書と添付書類により、要件を満たしているか把握し、要件が満たされていない法人に対しては、指導を行うことと定められております。報告のありました法人数は38件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら38法人については、いずれも要件の全てを満たすと考えております。説明は以上です。</p> |
| <p>菊入会長</p> | <p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号、5番で安藤委員、20番で小倉委員、25番で渡辺委員、26番で安村委員、32番で池田委員、33番で赤澤委員の議事参与をそれぞれ制限します。それでは質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p> |
| <p>菊入会長</p> | <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p> |
| <p>菊入会長</p> | <p>それでは異議なし、ということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p> |
| <p>菊入会長</p> | <p>続いて、議案第5号 現況証明書の交付について、を議題とします。事務局から説明願います。</p> |
| <p>河崎主任</p> | <p>記載の方より現況証明書の交付願いがありましたので、適否について審議をお願いいたします。土地の所在・公簿地目等は記載のとおりです。今月は2件で、証明を必要とする理由は地目変更のためで、6月19日に五十川委員、岡田委員、坂谷内委員の3名で現地調査をしております。番号1番は、それぞれ年月日不詳から畑として使用、年月日不詳から宅地として使用となって現在に至っており、申出のとおり農地及び非農地で 地目はそれぞれ畑及び宅地との意見を頂いております。番号2番は、年月日不詳より雑種地となって現在に至っており、申出のとおり非農地で、地目は雑種地との意見をいただいております。</p> |

| | |
|------|---|
| | 説明は以上です。 |
| 菊入会長 | 説明が終わりました。質疑を受けます。 (「なし」という声あり) |
| 菊入会長 | ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「なし」という声あり) |
| 菊入会長 | それでは異議なし、ということで、議案第5号は原案のとおり決定します。 以上で、議事は全て終わりましたので、農業委員会総会を終了します。 (総会終了 11時21分) |